

広島県告示第九百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地 広島県広島市東区温品町地内
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原	表区域の示	区域の名称	
土石流	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	表区域の示	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
(○) 横見川左支 (九一七)	上温品二丁目六(五五一)	上温品一丁目二八(一三一)	上温品一丁目二八(一三一)	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
	(○) 目六(五五一)	上温品二丁目二八(一三一)	上温品一丁目二八(一三一)	土砂災害特別警戒区域
	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域
	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	土砂災害警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。